

税を一応検討しようということでは現在検討中でございます。又、東京都におきましてはプロジェクトチームないしは主税局が中心となりまして、この問題と取り組んであるようでございますが、それらの検討に基づく他市の動向を見ながら、今後もし不均一課税が可能であるという結論が生まれたらば、取り組んで見たいと考えております。したがって、当面は実施を考えておりません。

○二番（松山 清君） 不均一課税の問題ですが、法の趣旨というようなことをおっしゃられたんですけれども、たとえば確かに全国で固定資産税の不均一課税を実施されているところはないんですが、とにかくことしだと思っておりますが、三月に福岡県の大牟田市でこれに相当するものを提案し、条例そのものは議会を通らなかったわけですが、そういうときに自治省の見解としても、好ましくはないが違法ではないと、こういうものが出されているわけです。こういう点はいろいろお調べになったことがおありかどうか、又、私、質問の中でも申し上げましたように、いわゆるそれが考えましても、勤労者の固定資産と利益を得るために用いる固定資産、いわゆる土地だけでなく、機械その他もあると思えますが、そのものに対して

全く同じように市としては理解しているのか、解釈の違いというようなことでなくて、国のそういう解釈だけでなく、そういうものを積極的に地方自治体として取り組みをしていくって、主張を通していくという立場を持っていく必要があるのではないかと思います。ですから、いまの答弁を聞いておりますと、国がそう言っているからできないんだと、やらないんだというふうな感じが非常に強く出てくるわけですから、先の法人市民税の関係、しかし法人市民税の大きな成果、そういうものの上になつてぜひとも固定資産税の方についてもそういう取り組みを進めていくものではないと思います。違法だということは決してないわけです。そういう点で市長会も税務協議会でも検討中ということもあるわけですから、当然としてもぜひそういう取り組みを積極的に行き組んでいくという思いがあります。

結局、要望とかというものではなくて、地方自治体が積極的に現行法のもとでも私どもとしてはやる一つの財源確保だと考えておりますので、取り組みについて再度取り組んでいくということが考えられないのかどうか、その点、市長の方にお聞きしたいと思っております。

それから夜間飛行の件なんです、六月議会におきまして、私も先ほど質問で申

しましたように、市長は私の質問に対しまして、非常に市長個人といたしまして、基地の司令官及び在日米軍司令官のマリオ司令官にそれぞれ個別に会って、夜十時から翌朝六時までよほどのことがない限り飛ばないという約束をしたということを、とくとこの本会議の場で申されましたが、いま市長から答弁がありましたように、最近是非常に多いと市長も実感としてお感じになっていられると思いますが、六月に約束して、それが全く守られないでどうするんだとかと私は率直に感じらるわけです。それと同時に、質問の中で申しましたように、具体的にどのように変化しているかをおつかみになっていくかどうか、私はやはり約束を守らせていくという立場に立つならば、そういう実際のデーターもそろえる必要があるのじゃあないかと思いますが、そういうことをやってもらえるか、やっていないとすれば、単に実感として、感じただけのものを言うようになるわけです。そういうデーターを現在持つておられるかどうか。市長は実感として最近多くなったと申しておるんですが、その点、データーがあるのかどうかお聞きしたいと思っています。

それから新ゲートの問題については、今後とも交通の問題について十分注意するようにあるごととに基地側に要求していただきたいと思いますし、又、その他

拡張等そういうものに関連して私どもとしては考えられるんじゃないかということ非常に懸念しているわけですけれども、そういうことが絶対ないように注意をして臨んでいってもらいたいと思っています。その点要望いたしておきます。

○市長（石川常太郎君） 不均一課税につきましては、いまのところは先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから夜間飛行の件でございしますが、データーということでしょうか。これはやむを得ない事情で飛んでいるんであって、そのやむを得ない事情というのは軍事秘密だろうと思っています。ですから、そういうことにタッチするということは、やむを得ない事情をわれわれがどうこう言うことはできないわけでございます。

○二番（松山 清君） 固定資産税の不均一課税の点については、今後とも三多摩二十六市の関係もあるわけですから、積極的な方向で御検討をいただきたいと思います。その点要望いたしておきます。

それから夜間飛行の問題ですが、飛行のデーターをお持ちでないということなんです。実は私がいろいろ調べたというよりも、持っているもので言えば、たとえば昨年五十年度は、年間を平均して夜十時から翌朝六時まで、一時間当

たりに直しますとの、四回くらい飛行をしている。最近はどうかと申しますとは
とんど変わっていない。五月がやはり同じ時間帯で一時間当たり、三回、六月
が、三五回という形で推移しているわけです。こういうことは知っているかもしれ
ませんが、六月八日の時点でそういうことを言ったとするならば、それが少なく
とも守られていると、やむを得ない場合が仮にあつたとしても、相当数夜間の
飛行は減っていないければいけないと私は感ずるわけです。しかしずうっと見ます
と、そのような減少は全くしていない。ですから、そういう答弁をいただきまして
も、それは全くきけにされた感じで夜間飛行は通常どおり行われているので
はないか。私の持っているデータ上ではこういうことがはっきり出ているんです。
そういたしますと、四万五千の市民を代表する市長が司令官と会って、少くとも
これは神士同志の約束ですけれども、そういうものが全く守られていないというこ
とはとんでもないことだと思えます。そういう点、市長が司令官に会って感じは
だけではなくて、実際に当市におきましてそういうデータを取りながら、
具体的事実問題をつきつけていく必要があるんじゃないかと思えますが、そ
ういう点で、やはり六月議会の答弁以来のデータがあるんじゃないかと思いま

すので、その点お聞きしたんですが、そういうものをちゃんと持って、ここでもう一度
強行に、嚴重にそのことについて申し入れるべきではないか、単に子供の約束ではあ
りませんか、そういう点をどおお考えになつていいのか御答弁をいただきたいと
思います。

○市長（石川常太郎君） 市民に迷惑のかかることでございますので、常に強硬に申し
出ております。又ちよくちよくまいってありますので、又近いうちにまいりたいと思っ
ております。

○二番（松山清君） 最後に……

○議長（貫井喜代次君） 最後ですな……

○二番（松山清君） 前回市長は、私の基地周辺の人たちの公害訴訟に対して支
援をどうするんだということに対して、支援しないという理由として、一つに基地司
令官との間に約束してきたんだと、こういうことを積み重ねていくということを
理由にしてきているわけですが、そういうものは踏みにじられております。そう
いう意味で考えを一つ改めていただきたいと思います。

もう一つ参考までに申し述べておきますと、たとえば夜間七時から朝七時

までという時間帯で見ますと、昨年よりも今年は飛行がふえております。具体的には昨年五月は一時間の、六回で今年も六回ですが、六月になると昨年の五回、今年の六回とわずかですがふえている傾向も見られる。そういう点では嚴重に事実関係を明確にして、今後強く申し入れをしてもらいたい。私といたしましては、単に申し入れだけで解決がつくわけではないので、従来の市長の基地に対する姿勢の問題を含めまして十分お考えになっていただきたいと思います。

以上簡単ですが、私の一般質問といたします。

○議長(貫井喜代次君) 午後三時二十分まで休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時二十分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十八番 東田正治君。

(十八番 東田正治君登壇)

○十八番(東田正治君) 貴長な時間、お許しをいただき、会議規則第八十六条の規定に基づきましての通告に従い一般質問をいたします。

最近の社会情勢の変動に伴い、幼児の保育に対する社会的要望は近年ますます高まりつつあります。国民の消費行動からくる購買力は、わが国の経済力の大きな支えとなっているものと思われ、その結果が共稼ぎの姿として顕著にあらわれていると思います。女子労働者の中に占める既婚婦人の割合も年を追って増加しているために、保育の需要が年々高まっているのであります。保育行政はこのような現実を踏まえ、上で、児童の健康を守り、健全に育成していくために適切な施策を講じなければならぬと、このように思うのであります。

保育園は保護者から絶対の信頼を受けて児童が委託をされており、保育時間中は一つの大事な生命を、責任を持って保育する責務があります。

児童憲章、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等も申し上げるまでもなく周知のことといたします。集団保育を任される保育士の働きは、陰の力としてまことに重大なものがおります。去る三十九年の新潟地震のときのある保育

園の報告書を読む機会を得ましたが、保母の責任とその行動力は想像しても余りあるものがあると思います。保育に携わる保母においては、人間性の豊かさ、高度の知識、技能を必要とするにもかかわらず、社会的評価が一般的に浸透されていないのはまことに残念であります。と同時に、現行の児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定をされたものでありまして、若干の手直しのほか、ほとんど現形のまま現在に至っている現況でございます。二十八年間の社会的変貌による保育の要求の変化に対応できない状態にあります。同法五十三条には、保育園には保母、嘱託医、調理員を置かなければならないと、このようにありますが、嘱託医の場合、年に二回の健康診断が精いっぱいというような現況と思われれます。同法にうたわれている明るくて衛生的な環境において、心身ともすこやかにして社会に適応する児童が育成されるとはほど遠い感じがするのであります。すでに昭和四十三年において、中央児童福祉審議会が厚生大臣の諮問を受けて答申した中においても、医師、保健婦又は看護婦等の職員の配置についても考慮すべきであると具申されているわけでありまして、保健婦あるいは看護婦等の配置についても検討していただ

だきたいと要望いたしますが、せめて現段階において嘱託医制度を担当医制度に改めて、担当保育園に対して全面的な医療体制をとられるように提案をいたしたいと思いますが、理事者の御答弁をお願いいたします。

次に歯科診療につきまして、都立保育園は三年ほど前から実施を取りやめてあります。私立においてはまだ実施されております。市立の保育園の現況は、昨年から歯科診療を実施しているような現状でございます。都立、私立保育園で実施できるような御努力を市当局にお願いをしたいと、このように思います。御意見を伺いたいと思います。

次に、スポーツ振興に伴う災害見舞金制度についてお尋ねいたします。

当市においては、健康都市宣言に伴い市長の施策も市民に浸透し、各地域、各種団体から市主催のスポーツ行事に至るまで、その振興度は目ざましいものがあります。各種スポーツ行事に比例して、当然事故の増大が考えられるわけでありまして、そこで次のことをお尋ねいたしたいと思っております。

学校においては、これらの災害につきまして学校安全会を適用されているようでありまして、そこで課外活動についてはどうなるのか。練習試合等の場合はどうな

ているのか。又、市主催の行事に参加する場合に、団体等にあつてはそのつど災害保険を出しあひまして、そして参加している現状でございます。個人競技におきましてはほとんどその措置を講じていないのが現状でございます。特に児童等にあつてはどのようなになされているのか、その内容をも明確に求めたいと思います。市民参加のスポーツ振興の上からも、市主催の行事に当たっては、市が一括して負担するようなスポーツ振興災害見舞制度を設ける考えはないのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

次に空家対策についてお尋ねいたします。

福生署管内市町村の上半期犯罪少年の数は百七十名、又、不良少年として摘発された者が三百六十四名、昨年上半期に比しますと百五十名の増加となっているわけでございます。主な原因は薬物の乱用ということでございます。御存じのことと思いますが、最近公営住宅及び民間の空家等、非行の場となつているところが数軒摘発されております。それで小中学校のPTAの方々が自発的に見回りを実施し、そして非行化防止に努めておられることに対してばかり敬意を表するものでございます。そこで都営住宅の空家について都に具

申していただきたいと考えるのです。がいかがなものか、その状況をお知らせ願いたいと思います。市営の空家についても管理に努力されていることと思いますが、どのようにされているのかお聞かせください。又、市内に点在する使用不能の空家についてはどうか。

以上、空家対策について三点御答弁をお願いいたします。

次に学校給食についてお尋ねいたします。

現在の小学校の給食施設は、はや十年を経過しております。補足した耐用年数の問題等も近い将来には必ず考えられると思います。と同時に、最近問題になっております米飯給食の普及についてであります。時代の推移から考えましたときに、米飯給食ともなれば当然現在の各小学校にあります施設だけではどうにもならない現状でございます。これらのことを考えますとき、現在の区分方式からセンター方式に切りかえた方が、将来においてスムーズな給食事業がなされるのではないか、そのような考えはないかという点、あわせて中学校の給食の実施の見通し、以上の点を質問したいと思います。

以上をもちまして一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁を申し上げます。

専門的なことが多いためでございますので、担当の方から御説明をさせていただくこともありますので、あらかじめ御承知おきを願いたいと思います。

最初の市立保育園の医者の制度を改めろということでございますが、これにつきましても担当の課長から詳しくは申し上げていただきますが、現在のところは園児が急病になった場合でも、近くのお医者さんにお世話になりまして、遺憾なく処置ができていくということの報告を私は受けてあるわけでございます。内容につきましては、担当課長から御説明を申し上げたいと思います。

歯科の診療につきましてもごもっともなことでございますので、都の方に要望を申し上げたいと思います。これも担当の課長の方から詳しくお話を申し上げます。いいと思います。

それから次のスポーツ災害の場合でございますが、これにつきましては教育担当からつとお願いをいたしたいと思っております。

空家対策につきましては非常に最近関心を持っておりますので、最近では青少年の犯罪が大部上向いておりますので、大変に憂慮すべきことと思っております。又、警察等のいろいろな御指摘を伺っております。又、警察におきましても重点的に御配慮をなさってくださいっておりますし、消防署も空家の調査等を最近活発に防災の見地からなされていくようにございますが、これにつきましても詳しくは担当から申し上げたいと思いますが、PTAの方、その他の方々が非常に御協力をちょうだいしていることにつきましてはお礼を申し上げます次第でございます。

給食につきましても専門の担当から御答弁を申し上げたいと思います。

大変に私の答弁は粗末でございますけれども、専門的にわたくしですので、各課長の方がわかりやすいと思いますので、お許しをちょうだいしたいと思います次第でございます。ありがとうございます。

○福祉事務所長(ハ木房雄君) 自席からお許しをいただきまして、市長答弁の補足答弁をさせていただきます。

ただいまの御質問のうち、嘱託医制度を担当医制度に改める考えはない

かどうかというような御質問ではないかと思いますが、この点につきましても御説明のとおり、児童福祉法の関係で厚生省令で児童福祉施設の最低基準というものは、いま御説明がありましたとおりでございまして、私ども厚生省令の五十三条におきまして、保育所には保育及び嘱託医を置かなければならないというふうに規定されておりますので、これを即改正ということにつきましては、ちよつと私ども、東京都と厚生省から指導されておりますので、この点については嘱託医制度をとらざるを得ないという状況ではないかと思ひます。

なお、嘱託医については西多摩医師会にお願ひをして推せんしていただいております現状でございす。幸いにも市長からお話がありましたとおり、急病については近くのお医者さんにお願ひいたしまして、何とか非常にめんどつを見ていただきまして、事故もなくきてゐるという現状でございす。なお、その医療問題につきましても、今後十分事故のないよう努力してまいりたいというふうに考へております。

それから歯科の問題でございす。御指摘のとおりでございまして、非常に都、私立保育園につきましては、歯科検診をやっていない現状でござ

います。この点につきましても、都の方にできるうちに強く要望したいと考へてあります。

いずれにいたしましても、歯科医師は福生市におきましては人数が少ないようでございまして非常に大変かと思ひますが、この点につきましても都の方にお願ひいたしまして、できるように努力してみたいというふうに考へております。

以上お答えいたします。

○教育長（町田倍二君） 自席からお許しをいただきまして児童、生徒の課外活動の災害補償についてお答え申し上げます。

児童、生徒が学校の管理下、すなわち学校内においてけが等をした場合、当然この中には遠足とか課外クラブが含まれますが、そういうけが等、負傷をした場合の救済措置については、御指摘がありましたとおり昭和三十四年に日本学校安全会法が制定されました。それ以降は学校の管理下におきますけが等の事故が発生した場合には、学校安全会法によってその救済措置、すなわち共済給付がなされてゐるわけでございます。それで、この安全会の行う災害給付の種類でございすが、それには三種類ございまして、その第一は、児

童、生徒が学校の管理下にありましてけが等をした場合の医療費の支給で
ございます。簡単に申し上げますと、健康保険は七割給付が原則となっておりますので、子供かけがをした場合、健康保険で七割負担をして、残りの三割分を安全会法で負担するということになっております。二つ目は、廃疾等の見舞金制度でございます。子供が学校の責任において病気やけが等をして、それが原因で廃疾等になった場合には、廃疾見舞金といたしまして最高二百四十万円から四万五千円までの見舞金支給が行われることになっております。最後の三つ目でございますが、死亡見舞金制度がございまして、子供が学校の責任で死亡した場合には、死亡見舞金として二百万円の見舞金が支給されることになっております。それからこれはすでに御案内のことと思いますが、今回全国市長会の方で学校管理損害責任保険という制度が新しくできましたので、当市といたしましてもこれに入って万全を期するため、みずからこの保険に全児童、生徒が加入しております。この給付の内容については、身体外傷につきましても児童、生徒一人につきまして二十四万円、一事故については二億円と相なっている次第でございます。

いずれにいたしましても、事故はいつ発生するか予測できませんが、むしろ事故が発生しないよう平素の心がけが大切であると考えております。この点につきましては各学校を通じて、事故防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから一般市民を対象をいたしますスポーツの練習等に対する災害見舞金制度ですが、御承知のとおり当市においても多くの市民の方々が、健康と体力づくりのためにスポーツを積極的に行うようになり、その活動に伴うけが等が予想されるわけでございます。市といたしましても、これらの事故の発生の防止につきましては、市民の方々に注意を呼びかけて万全を期したいと考えております。しかしながら、けが等の事故はいつ発生するかは予測がつかないので、いたがしまして、このような点を踏まえながら、市といたしましては施設の安全管理の徹底、あるいはスポーツ団体やスポーツの障害保険加入が促進できますよう資料の提供とか、又、PR等を進めていきたいと考えております。それからスポーツ等での練習又は大会の行事の事故に対する見舞金制度につきましては、これは非常に大切な問題でございまして、今後の課題として十分研究してまいりたい

と考えております。

次に小学校の給食施設の統合関係でございますが、御案内のように小学校の給食については、現在給食センターにおいて二小、三小、五小、七小の四校約二千七百人の給食調理を行っております。又、センターの一小分室においては一小と六小の二校約千五百人、それから四小分室においては四小のみ約四百八十人の調理をそれぞれ実施しておりますが、この共同調理場を一本に統合する考えはあるかという御質問でございますが、参考までに申し上げますが、最近、学校給食につきましては、いわゆるセンター方式よりも単独方式、すなわち各学校に調理場をつくりまして給食を実施した方がよいという考え方が唱えられるようになってきております。理由といたしましては、センター方式ですとどうしても学校に給食を配達するまでにためてしまつとか、あるいは給食のおばさんと子供の間関係といたしますが、おばさんの作業の状況を見ることによつて感謝の気持ちや育つてるといふ教育的な面から、学校給食の単独方式が唱えられるようになっております。しかし、いづれにいたしましても、施設整備、管理運営の合理化の面からすれば、当然センター方式の方がよいというふうに私も考えて

おります。

それから給食施設の統合の関係でございますが、当市におきましては児童数は年々増加してありまして、いまの給食施設も数年後にはいっぱいになってまいりまして、調理が間に合わなくなつてくるといふことが予想されております。したがって、その時点までには米飯給食制度等を踏まえまして、根本的給食施設の統合あるいは充実を考えていかなければならないというふうに考えております。

それから次に中学校の給食の件でございますが、これにつきましては、いままでも数回一般質問が行われまして、私から種々お答えいたしました。いろいろ問題点があるということにつきましてはすでに御案内のことと存じます。先般の市議会におきまして、中学校における給食の請願が採択されました。その折にも総務委員長さんの審査報告にもありましたとおり、現行の学校給食法は昭和二十九年に制定されたものでありまして、その当時の社会情勢や食糧事情等々、現今の食生活とは非常に変わつてきてありまして、発展向上してあります関係で、最近では給食を新たに実施するということについては賛